

令和5年3月10日

令和4年度第12回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和5年3月10日（金曜日） 午後1時05分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和5年3月10日（金曜日） 午後2時00分

4. 議案

- 議案第63号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第64号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第65号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 報告第36号 青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約第7条の規定に基づく報告について
 議案第66号 青森市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づく非農地判断について
 報告第37号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第38号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	11番 豊川 明子	13番 中村 美喜雄
14番 成田 貴吉	16番 野口 友子	17番 福士 修身
18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

12番 長野 英雄	15番 西澤 清光	
-----------	-----------	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

3番 福士 博人	4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	8番 山田 五月
9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
12番 斉藤 直美	13番 石川 正光	14番 奈良岡 和也
15番 野呂 正幸	17番 三上 紘史	19番 細川 隆雄

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 澤田 秀一	18番 出町 鉄昭
---------	----------	-----------

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	堀 内 和 之
主 幹	工 藤 武	主 事	齋 藤 諒
主 事	沼 田 宏 貴	専 任 員	木 村 浩 一

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 17 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員は 15 名が出席しております。以上です。

○議 長 (福士修身会長)

それでは、ただ今から、令和 4 年度第 12 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしく願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。5 番鎌田清勝委員、7 番窪寺洋志委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。

議案第 63 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が 1 件、賃借権設定が 11 件、使用貸借が 1 件です。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 6 ページに記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由は、譲渡人または貸人については、労力不足や孫との使用貸借であり、譲受人または借人については、経営規模の拡大及び祖父との使用貸借のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している調査書のとおりであります。

また、4 ページの申請番号 131 番については、弘前市の法人による貸借ではありますが、こちらは農地を適正に利用していない場合には、貸借の解除条件を付した賃借権設定であります。

申請番号 131 番の解除条件付き賃借権設定については、調査書の 2 枚目、A4 版の調査書の別紙の方にありますとおり確認しております。こちらは、上の表が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の確認であります。

ただし、解除条件付きの場合、第 2 項第 2 号及び第 4 号については、その下の表の丸印の所の「農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合」の各号に該当することが許可基準となりますが、当該申請については、第 3 項第 1 号の「解除条件」から第 3 号「1 人以上の常時従事」に該当するものと判断しております。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

それでは、2 ページの賃借権設定、申請番号 124 番、工藤隆正推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(工藤隆正推進委員 退席)

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、そのように決定します。
工藤隆正推進委員を入場させてください。

(工藤隆正推進委員 入場)

○議長(福士修身会長)
これより議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
本案についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(福士修身会長)
次に、議案第64号及び65号は関連がありますので一括審議の議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 7 ページから 11 ページに記載の 14 件、利用権設定が 12 ページから 16 ページに記載の 10 件で合計 24 件であります。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 65 号については、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、利用集積計画案決定後の、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、審議を行うにあたり、8 ページの所有権移転、申請番号 64 番、川村忠則推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（川村忠則推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

川村忠則推進委員を入場させてください。

（川村忠則推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

続いて、所有権移転、申請番号 68 番の審議を行うにあたり、安田昌樹委員が議事参与の制限を

受けますので、同委員の退席を求めます。

(安田昌樹委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

安田昌樹委員を入場させてください。

(安田昌樹委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

続いて、12 ページ、利用権設定の申請番号 62 番の審議を行うにあたり、木立忠徳推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(木立忠徳推進委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

木立忠徳推進委員を入場させてください。

（木立忠徳推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

続いて、13 ページ利用権設定の申請番号 64 番、65 番、66 番の審議を行うにあたり、工藤隆志委員が法人の代表者であり、議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（工藤隆志委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

工藤隆志委員を入場させてください。

（工藤隆志委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 66 号の審議となりますが、本案の審議の前に、報告がございます。
報告第 36 号について、事務局から説明願います。

○事務局

報告第 36 号につきましては、農業委員会農地利用最適化ブロック部会からの情報を基に、令和 5 年 2 月 27 日に開催されました農地利用最適化協議会における今年度の非農地判断の全体方針についての報告となります。この方針を受けまして、この報告の後に、非農地判断について御審議いただく流れとなります。

それでは、報告朗読に移らせていただきます。

（分室長 報告のみ朗読）

○工藤隆志委員（青森市農業委員会農地利用最適化協議会長）

それでは、私の方から座ったままで報告致します。

令和 4 年度非農地判断の全体方針、森林の様相を呈しているなど、周囲の状況からみても農地として復元が難しく、復元しても継続して利用することができない場合は非農地と判断するが、周辺の耕作に不利益が生じる、または農業振興施策を効率よくできない恐れがある場合は、今年度の非農地判断から除外する、これらを基本としたうえで、各地区の非農地を決定いたします。

以上です。

○議長（福士修身会長）

はい、ありがとうございました。

報告第 36 号については、説明のとおり了承願います。

○議長（福士修身会長）

続いて、ただいまの報告を踏まえ、議案第 66 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、引き続き事務局よりご説明させていただきます。本案は、遊休農地に関する措置が示されている農林水産省からの通知である「農地法の運用について」の内容に基づき、今年度の農地パトロールで「再生利用が困難な農地」と判断された農地について、非農地とするか否かの判断を頂くものです。

非農地と議決されたものについては、農地台帳を整理し、農地から除外いたします。また併せて、農地所有者、県構造政策課、市資産税課、及び法務局等の関係機関にその旨を通知することとなります。

では、今年度の非農地判断候補地についてご説明します。

先程、農地利用最適化協議会から報告頂いた「令和 4 年度非農地判断の全体方針」に基づく、今年度の各地区の非農地判断候補地については、別紙「農地に復元して利用することが不可能な土地」の通りとなります。対象地は、青森地区 37 筆、浪岡地区 32 筆の計 69 筆となります。

対象農地一覧中の非農地判断理由については、1 ページ目右上に記載の通り「森林の様相を呈しているものを「ア」、「復元しても継続して利用することができないと見込まれる」ものを「イ」で示しております。

それでは各地区の説明に移らせていただきます。

お配りしております「令和 4 年度 非農地判断候補図面」をご覧ください。

各ページ上の図が対象農地周辺の大まかな位置図になります。下はその拡大図となっております。

なお、各ページ農地地番の後に番号がそれぞれついております。こちらの番号が、先程の一覧表の番号と対応しております。

それでは、こちらの図面の方をご覧くださいながら各農地について説明させていただきます。

まず、1 ページ目は新城区域になります。

新城区域の鶴ヶ坂方面にある農地です。耕作されず相当の年数が経過しておりまして、森林の

様相を呈していることから今回対象となっております。

2 ページ目は滝内区域の農地となります。

場所としては、ガーラタウン付近にある農地です。状況としては、周囲を非農地に囲まれており、農地として復元しても継続利用が困難と見込まれるということで今回対象地となっております。

3 ページ目は高田区域の農地です。

場所としては太陽台団地付近にある農地です。状況としては耕作されず相当の年数が経過し、森林の様相を呈しているということで今回対象となっております。

4 ページ目は横内区域です。

場所としては青森公立大学付近にある農地です。状況としては周囲を非農地に囲まれており、既に大きな建造物等が建っており、農地として復元しても継続利用が困難と見込まれるということで、今回対象となっております。

5～9 ページ目は浜館区域の農地です。

5 ページ目は沢山方面にある農地です。状況としては隣接する非農地同様、森林の様相を呈しているという事で今回対象となっております。

6 ページ目は月見野方面にある農地です。状況としては耕作されず相当の年数が経過し、森林の様相を呈しているという事で今回対象となっております。

7 ページ目は国道7号環状線付近の農地です。

こちらも先程の月見野の農地と同様、耕作されず相当の年数が経過し、森林の様相を呈しているという事で今回対象となっております。

8、9 ページは古館方面の農地です。隣接する非農地同様、森林の様相を呈しているという事で今回対象となっております。

10 ページは東岳区域です。

久栗坂トンネル南側付近にある農地です。状況としては隣接する非農地同様、森林の様相を呈しているという事で今回対象となっております。

11～16 ページは野内区域です。

11、12 ページ目は大森山付近の農地です。状況としては、いずれも耕作されず相当の年数が経過し、森林の様相を呈しているという事で今回対象となっております。

13 ページ目は久栗坂方面の農地です。周囲を完全に非農地の山林に囲まれており、農地として復元しても継続利用が困難と見込まれます。

14～16 ページ目は浅虫方面の農地です。いずれも耕作されず相当の年数が経過し、森林の様相を呈しているという事で今回対象となっております。

17、18 ページは浪岡区域です。

17 ページ目は、青森空港有料道路料金所西側の山あい位置する農地です。状況としては山林等の非農地に囲まれています。

18 ページ目は、17 ページ目の農地から北西に位置する農地です。状況としては山林や原野に隣

接しているという事で今回対象となっています。

19～24 ページは大杉区域です。

19 ページ目は J R 奥羽本線沿いにある農地です。状況としては鉄道用地や雑種地に隣接しているという事で今回対象となっています。

20 ページ目は、東北自動車道浪岡 I C 料金所から南東に位置する農地です。山林や原野に隣接しているという事で今回対象となっています。

21 ページ目は、20 ページの農地からやや東に位置する山あいの農地です。山林や原野に隣接しているという事で今回対象となっています。

22 ページ目は、国道 7 号線と交差し、五所川原方面へ向かう国道 101 号沿いの農地です。状況としては宅地等の非農地に挟まれているという事で今回対象となっています。

23、24 ページは、国道 7 号線沿いで大釈迦駅より北に位置する農地です。状況としては山林や過去に転用済の非農地に隣接しているという事で今回対象となっています。

25、26 ページは野沢区域です。

25 ページ目は浪岡すみれ保育園北側にある農地です。溜池や原野に隣接しているという事で今回対象となっています。

26 ページ目は、25 ページ目の農地から北東に位置しています。先程の農地同様、溜池や原野に隣接しているという事で今回対象となっています。

27 ページ以降は五郷区域の農地になります。

東北自動車道東側、細野・相沢に向かう道路の北側に位置する農地です。状況としては山林等の非農地に隣接しているという事で今回対象となっています。

28 ページ目は、東北自動車道東側、本郷ダム北西に位置する農地です。状況としては山林等の非農地に隣接しているという事で今回対象となっています。

29、30 ページ目は、「細野山の家」の北西方面、正平津川沿いの農地です。こちらも山林等の非農地に隣接しているという事で今回対象となっています。

31 ページからは、場所としては目倉石のバス停の南東側、正平津川沿いの農地です。状況としては、航空写真が無い場所もあるのですが、いずれも山林や原野に隣接しているという事で今回対象となっています。

各区域の説明は以上になります。

いずれの農地についても、「森林の様相を呈する」など、周囲の状況からみて農地として復元が難しく、または「復元しても継続して利用することができない」状態であると判断されます。

これらの農地について、現時点で周辺の耕作に不利益となる恐れがあるところは含まれていない事を申し添えます。

本議案についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

ありがとうございました。

それでは、議案 66 号について審議を行います。
質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
本案について、別紙「農地に復元して利用することが不可能な土地」に記載のとおり非農地と判断することに異議ありませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
異議なしと認め、そのように決定いたします。
次に、報告第 37 号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用届出が 1 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長(福士修身会長)
次に、報告第 38 号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が2件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

報告第39号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が7件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○4番（工藤隆正推進委員）

（県産米平均相対取引価格について）

（経営安定対策の説明会について）

（豪雨災害について）

（農業者年金について）

（農業委員会の役割について）

○2 番（安部浩一委員）

（下限面積撤廃後の審議について）

○事務局次長

（農業委員・推進委員の秘密保持義務について再度周知）

○事務局

（令和 5 年度の定例総会について、4 月 6 日（木）午後 2 時から、場所はアップルパレス青森で開催予定の連絡）

（活動記録簿の提出について）

（令和 5 年度の月例総会年間予定表の送付の連絡）

（次回の月例総会は、4 月 13 日（木）午後 1 時から、場所は柳川庁舎大会議室で開催予定の連絡）

○議 長（福士修身会長）

これを持ちまして、令和 4 年度第 12 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。